



監 第 132 号  
令和6年11月1日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

## 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）
- 2 監 査 対 象 令和5年度寒河江市多面的機能支払交付金  
所 管 課 農林課  
財政援助団体 高松広域協定運営委員会

3 監 査 着 眼 点  
所管課

- (1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。  
(2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。  
(3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。  
(4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。  
(5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体

- (1)関係規程は整備されているか。  
(2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。  
(3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。  
(4)会計処理上の責任体制は確立されているか。  
(5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。  
(6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。  
(7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。  
(8)小口現金については適正に管理されているか。

- 4 監査実施月日 令和6年10月17日(木)
- 5 実施場所 監査委員事務局及び工事現場
- 6 監査の実施内容 寒河江市多面的機能支払交付金 14,288,231円
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 134 号  
令和6年11月1日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

## 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）
- 2 監 査 対 象 令和5年度寒河江市多面的機能支払交付金  
所 管 課 農林課  
財政援助団体 西根地区広域活動組織運営委員会

3 監 査 着 眼 点  
所管課

- (1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。  
(2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。  
(3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。  
(4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。  
(5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体

- (1)関係規程は整備されているか。  
(2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。  
(3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。  
(4)会計処理上の責任体制は確立されているか。  
(5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。  
(6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。  
(7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。  
(8)小口現金については適正に管理されているか。

- 4 監査実施月日 令和6年10月17日(木)
- 5 実施場所 監査委員事務局及び工事現場
- 6 監査の実施内容 寒河江市多面的機能支払交付金 13,862,200円
- 7 監査の結果 良好と認められた。



監 第 136 号  
令和6年11月1日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿  
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿  
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

## 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）
- 2 監 査 対 象 令和5年度寒河江市文化財保護事業費補助金  
所 管 課 生涯学習課  
財政援助団体 鹿島神社

3 監 査 着 眼 点  
所管課

- (1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- (2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- (5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体

- (1)関係規程は整備されているか。
- (2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (4)会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- (6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- (7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (8)小口現金については適正に管理されているか。

- 4 監査実施月日 令和6年10月17日(木)
- 5 実施場所 監査委員事務局及び八鍬鹿島神社
- 6 監査の実施内容 市指定有形文化財八鍬鹿島神社拝殿保存修理事業  
4,906,000円
- 7 監査の結果 良好と認められた。